給与計算規則

2024年5月20日 制定 2024年6月1日 施行

第1章総則

(目的)

第1条 この規則は、株式会社 架空ソリューションズ(以下「会社」という)の 従業員の給与、賞与、退職金等に関する事項を定め、従業員の生活の安定と会社の 健全な発展に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、会社に勤務するすべての従業員(正社員、契約社員、嘱託社員、パートタイマー、アルバイトを含む。以下「従業員」という)に適用する。ただし、個別の雇用契約、就業規則、または法令に別段の定めがある場合は、その定めによる。

(給与の種類)

第3条 従業員の給与は、次の各号に掲げるものとする。

- 1.基本給
- 2.諸手当
- ・役職手当
- ・職務手当
- ・資格手当
- ・家族手当
- ・住宅手当
- ・通勤手当
- ・残業手当
- ・休日手当
- ・深夜手当
- ・その他会社が定める手当
- 3.賞与
- 4.退職金

第2章給与

(基本給)

第4条基本給は、従業員の職種、職能、経験、能力、勤務成績等を考慮し、 職能資格等級制度に基づき決定する。基本給の等級、号俸、金額については、 別に定める「職能資格等級表」による。

(諸手当)

- 第5条会社は、従業員に対し、次の諸手当を支給する。
 - ・役職手当: 役職者に支給する。役職、等級、金額については、別に定める「役職手当支給基準」による。
 - ・職務手当:特定の職務に従事する従業員に支給する。職務、等級、金額については、別に定める「職務手当支給基準」による。
 - ・資格手当: 会社が指定する資格を有する従業員に支給する。資格、等級、 金額については、別に定める「資格手当支給基準」による。
 - ・家族手当: 扶養家族を有する従業員に支給する。扶養家族の範囲、 金額については、別に定める「家族手当支給基準」による。
 - ・住宅手当: 住宅費を負担する従業員に支給する。支給条件、金額については、 別に定める「住宅手当支給基準」による。
 - ・通勤手当: 通勤に要する費用を支給する。支給範囲、金額、支給方法については、 別に定める「通勤手当支給基準」による。
- 第6条 時間外労働、休日労働、深夜労働に対しては、労働基準法に基づき、 次の割増賃金を支給する。

(残業手当、休日手当、深夜手当)

- ・残業手当(時間外労働): 法定労働時間を超える労働に対し、基本給の1時間当たの賃金額の1.25倍(月60時間を超える時間外労働については1.5倍)
- ・休日手当(休日労働): 法定休日の労働に対し、基本給の1時間当たりの賃金額 の1.35倍
- ・深夜手当(深夜労働): 午後10時から午前5時までの労働に対し、基本給の1時間 当たりの賃金額の0.25倍

(給与の計算期間)

第7条給与の計算期間は、毎月1日から末日までとし、当月分を計算期間とする。

(給与の支給日)

第8条 給与の支給日は、原則として毎月25日とする。ただし、支給日が 金融機関休業日の場合は、前営業日とする。

(給与の支給方法)

第9条 給与は、従業員本人口座への銀行振込により支給する。給与明細は、 原則として電子交付とする。

(欠勤、遅刻、早退等の扱い)

第10条 従業員が欠勤、遅刻、早退、私用外出をした場合は、その日数または 時間数に応じて、基本給および諸手当を控除する。控除額の計算方法は、別に定める。

(昇給)

第11条 昇給は、原則として年1回、毎年4月に行う。ただし、会社の業績、個人の勤務成績等を考慮し、昇給時期、昇給額を決定する。

(降給)

第12条 従業員の勤務成績、能力、業務遂行状況等が著しく低下した場合、 または懲戒処分を受けた場合等には、降給を行うことがある。降給の基準、 手続きについては、別に定める。

第3章 賞与

(當与)

第13条 賞与は、原則として年2回、夏季(6月)および冬季(12月)に支給する。 ただし、会社の業績、個人の勤務成績等を考慮し、支給の有無、支給時期、支給額、 算定方法を決定する。

(賞与の算定期間)

第14条 夏季賞与の算定期間は、原則として前年12月1日から当年5月31日まで、 冬季賞与の算定期間は、原則として当年6月1日から11月30日までとする。

(賞与の支給対象者)

第15条 賞与の支給対象者は、各算定期間の末日(夏季賞与は5月31日、 冬季賞与は11月30日)に在籍する従業員とする。ただし、試用期間中の従業員、 または賞与支給日前に退職した従業員には支給しない。

第4章退職金

(退職金)

第16条 退職金は、会社に一定期間以上勤務した従業員が退職した場合に支給する。 退職金の支給条件、計算方法、支給時期、支給方法については、別に定める 「退職金規程」による。

第5章その他

(給与からの控除)

第17条 給与からは、次の各号に掲げるものを控除する。

- 1. 所得税
- 2. 住民税
- 3. 社会保険料(健康保険、厚生年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険)
- 4. その他法令、労使協定、または個別の同意に基づき控除するもの

(端数処理)

第18条 給与、賞与、退職金等の計算において、1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(規則の改廃)

第19条 この規則の改廃は、取締役会の決議を経て行うものとする。

附則

この規則は、2024年6月1日から施行する。

規則の施行前に在籍する従業員の給与、賞与、退職金等については、 規定にかかわらず、従前の例による。